

1. 背景

✓ 道路の除草については、市民からの多種多様なニーズがあるなか、除草に関する要望は横ばいで推移しており、限られた予算のなかではすべての要望に応じることができない状況。



- (主な要望・意見)
- 通学路なのでいつもキレイにして欲しい。
 - 地域のイベントに合わせて除草して欲しい。
 - 郊外部は路肩からの雑草で通行が危険。
 - 地域で除草すれば経済的に有利。
- (主な取り組み)
- H29 道路除草等基本計画 策定
 - R1 国スポ開催に併せて防草対策実施
 - R2 総量抑制を目的に防草対策を実施

2. 地域が活躍できる制度の検討

✓ 本市では「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念のもと、市民の参画と協働によるまちづくりを推進しており、**まちづくりの一環として地域が活躍できる制度**を検討する。

【現行の取組】

≪道路ふれあい美化ボランティア制度≫

- ・活動登録68団体(地縁団体：5)
- ・道路清掃を中心に実施中

【地域が活躍できる制度】

- ① 地域協働業務委託
- ② 補助金交付制度
- ③ 報償金交付制度

他都市状況
 ■ 委託契約【8都市】
 ■ 報償金等【10都市】



地域のメリット

- 地域自らのニーズに応じた除草が可能
- 美化意識の向上
- 地域活動の活性化

熊本市のメリット

- 良好な道路環境の実現
- 要望・苦情件数の減少
- 除草費用の削減

3. 試行的な取り組み

- 豊田校区自治協議会
令和元年10月21日(約1.5時間)
参加人数：4名(職員：4名)
作業内容：路肩除草、縁石際除草
土砂撤去など
作業延長L=200m
- 花園校区自治会協議会
令和元年11月10日(約1.5時間)
参加人数：100名(職員：13名)
作業内容：路肩除草、縁石際除草
土砂撤去など
作業延長L=500m
- 西里校区第16町内自治会
令和元年11月7日(約1.5時間)
参加人数：3名(職員：3名)
作業内容：路肩除草、植樹帯除草
中低木剪定など
作業延長L=100m

【結果】

- ・作業は特に支障がなく、仕上がりも良好であった
- ・安全面では、歩道内の作業や交通量の少ない道路などの判断が必要である
- ・燃料代や飲み物代などの実費分が地域の負担となっている

4. 取組制度 (案)

✓ 試行結果などから制度を比較し、地域が取り組みやすく、事務的な負担の少ない制度とする。

報償金交付制度

※報償金とは、役務の提供などによって受けた利益の代償で、謝礼や奨励的な要素を持つ

- 【地域】 地域のニーズに応じた除草が可能で、燃料代や飲み物代などの実費分も補える制度である。また、申請書類等を簡易にすることで、地域が取り組みやすい制度となる。
- 【熊本市】 除草時期の遅延や回数不足等の課題が解決されるとともに、良好な道路環境の保全や除草費用の削減が見込まれる制度である。また、令和3年度に区の組織に入るとを予定している土木センターが、これまで以上に地域と密着した道路の維持管理が可能な制度である。

5. 道路の除草等作業における報償金交付要綱の策定

- 【対象団体】 地縁団体やNPO法人などの非営利団体
- 【対象作業】 除草、低木剪定、構造物際除草
- 【支援内容】 活動に要する報償金の交付
 活動に必要な保安用具の貸与 (カラーコーン、バリケード、注意看板等)

■ 活動別報償金交付額 (案) (※金額は見込額)

【除草】
 基本額：15,000円 (基本面積300m²)
 加算額：100m²につき5,000円加算
 "：構造物際除草1m毎につき50円加算
 "：集水枒内除草1箇所につき100円加算

【低木剪定】
 基本額：10,000円 (基本面積100m²)
 加算額：100m²につき10,000円加算

■ 上限の設定 (案) ※上限以上は無償とする。

【除草回数】 道路除草等基本計画における除草回数を上限とする。

○重点対策道路(主な幹線道路)：3回 ○その他の道路：2回

【報償金交付額】：1団体に交付する上限額は、年間300,000円とする。

6. 効果検証

令和3年度末に効果検証を行い、地域の意見や課題等を見直した制度に改善していくものとする。

令和3年度 検証値 (目標値)

【活動登録団体数】 50団体(R2年度ボランティア制度登録団体:5団体)

【報償金交付概算額】 5,000千円 (50団体×100千円)

≪参考≫概算削減効果 3,500千円 (報奨金交付概算額の70%)

※但し、除草計画外の路線が対象となった場合は、改めて削減効果を算出する。